

橿原市放課後児童クラブ運営協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、橿原市放課後児童クラブ運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 協議会の事務所は、「橿原市川西町140番地の1」に置く。

(目的)

第3条 協議会は、協議会が運営する放課後児童クラブを充実・発展させるために、保護者や関係機関との連携を強化し、保護者の負担軽減と児童の育成支援向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (2) 橿原市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成14年3月29日告示第39号）に基づく事業
- (3) その他前条の目的達成に必要なこと。

第2章 実施要項

(事業の実施)

第5条 事業実施のための規程については、運営規程に定める。

(クラブ一覧 別表1)

(安全管理)

第6条 協議会は、各放課後児童クラブの利用児童の健全な育成が図られるよう、安全計画を作成し、常に児童の安全管理に細心の注意を払うものとする。

第3章 組織

(機関)

第7条 協議会の議決機関として、総代会、運営委員会を置く。

【総代会】

(総代会委員の選任)

第8条 総代会は25名以内の次の総代会委員により構成する。

- (1) 橿原市放課後児童クラブ保護者連絡協議会（以下「保連協」という）より 12名以内
- (2) 委員長が指名する者 12名以内
- (3) 委員長 1名

2 総代会委員は、委員長が委嘱する。

(総代会委員の職務と権限)

第9条 委員は次の各号に規定する職務を行い、かつ権限を有する。

- (1) 協議会の運営及び協議会が運営する事業に関し意見を述べ、決議に従事する。
- (2) 委員長は運営委員会で選出されたものの中から協議会総代会において選出する。

(招集と議決)

第10条 総代会は委員長が主宰し、総代会委員をもって協議会の最重要事項の議決・承認を行う。

- 2 総代会に議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、総代会委員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総代会の招集を請求された場合には、その請求があった日から速やかにこれを招集しなければならない。
- 4 総代会は、総代会委員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 総代会の議事は、別段定めのある場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総代会の権限)

第11条 総代会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) 予算、決算及び事業計画
- (2) 規約の制定及び改廃
- (3) その他協議会の業務に関する最重要事項

【運営委員会】

(運営委員の選任)

第12条 運営委員会は、次の10名以内の運営委員により構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員長が指名する者 8名以内
- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 運営委員は、委員長が委嘱する。

(運営委員の職務)

第13条 委員長は、協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員は、協議会の常務を掌理する。

(招集と議決)

第14条 運営委員会は、委員長が主宰し、運営委員をもって協議会の重要事項の協議・議決を行う。

- 2 日常業務は、委員長が専決し、これを運営委員会に報告する。
- 3 運営委員会には議長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して運営委員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から速やかにこれを招集しなければならない。
- 5 運営委員会は、その過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 6 議事は、出席した運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事委員の選任)

第15条 協議会には、次の2名の監事委員を置き、委員長が委嘱する。

- (1) 保連協代表1名
- (2) 委員長が指名する者1名

(監事委員の職務)

第16条 監事委員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを指導し、委員長及び檀原市に報告すること。
- (4) 協議会の業務執行の状況または協議会の財産の状況について、指導し意見を述べること。

(監事委員の兼職禁止)

第17条 監事委員は、運営委員または協議会の職員を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は当年度通常総代会から翌通常総代会までとし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で退任による、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の報酬及び委員の費用弁償)

第19条 委員長に対しては、委員長報酬として月額50,000円を支給する。

- 2 協議会職員以外の委員が、委員長の招集する会議等に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

(執行機関)

第20条 協議会の執行機関として、事務局、支援局を置く。

(事務局の役割)

第21条 事務局は次の役割を担う。

- (1) 職員の人事・事務処理全般を行う。
- (2) 学校や市、地域との連絡調整を行う。
- (3) 協議会全体で協議が必要な案件については運営委員会に提案する。
- (4) 運営委員会で意見の集約を求められた場合は、事務局内の意見を集約し、事務局としてまとめた意見を運営委員会で述べる。

(支援局の役割)

第22条 支援局は次の役割を担う。

- (1) 保護者と協力をして、利用児童の育成支援を円滑におこなう。
- (2) 支援員からの要望や意見を集約し、解決を目指すとともに、支援局で解決できない案件や協議会全体で協議が必要な案件については運営委員会に提案する。
- (3) 運営委員会で意見の集約を求められた場合は、支援員の意見を集約し、支援局としてまとめた意見を運営委員会で述べる。
- (4) 運営委員会・総代会で決定した事項について支援員に伝達する。

(職員)

第23条 職員の雇用等については、別に定める。(就業規約、就業細則、給与規約、給与等細則)

第4章 会計

(運営経費)

第 24 条 協議会の運営経費は、利用料、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計期間)

第25条 協議会の会計期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 書類の作成と公開

(書類の作成および保管)

第26条 毎年度はじめに、前年度の事業報告書、財産目録、収支決算書等、委員等の名簿を作成し、これらを5年間保管しなければならない。

(書類の公開)

第27条 利害関係人から事業報告書等、委員等の名簿または規約に関する書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

2 毎年度、事業報告書、委員等の名簿を檀原市に提出する。

(規約等の改廃等)

第28条 規約等を改廃する場合、また新たに規約等を制定する場合は、事前に檀原市と協議するものとする。

第6章 補足

(定めのない事項)

第 29 条 この規約に定めのない事項については、別に定めるものとする。

別表 I

檀原市放課後児童クラブ運営協議会クラブ一覧

名 称	所 在 地
晩成放課後児童クラブ	小房町 1-23
晩成第2放課後児童クラブ	縄手町 2
畝傍東放課後児童クラブ	石川町 1520-305
畝傍東第2放課後児童クラブ	
畝傍東第3放課後児童クラブ	石川町 513-1
畝傍東第4放課後児童クラブ	大軽町 283
真菅北放課後児童クラブ	大垣町 233
真菅北第2放課後児童クラブ	大垣町 227
真菅放課後児童クラブ	曾我町 719-2
真菅第2放課後児童クラブ	曾我町 710
新沢放課後児童クラブ	川西町 140-1
今井放課後児童クラブ	今井町 3-1-25
今井第2放課後児童クラブ	今井町 3-1-23
今井第3放課後児童クラブ	今井町 3-3-12
鴨公放課後児童クラブ	醍醐町 42-2
香久山放課後児童クラブ	膳夫町 51-1

耳成南放課後児童クラブ	山之坊町 109-5
耳成南第2放課後児童クラブ	常盤町 3
耳成南第3放課後児童クラブ	山之坊町 109-5
金橋放課後児童クラブ	雲梯町 926-2
金橋第2放課後児童クラブ	雲梯町 216-1
畝傍南放課後児童クラブ	見瀬町 2295
畝傍南第2放課後児童クラブ	
耳成西放課後児童クラブ	上品寺町 328-1
耳成西第2放課後児童クラブ	

附則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の委員等は、この規約の規定にかかわらず別紙委員等の名簿のとおりとし、その任期は、平成28年3月31日までとする。

附則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

附則 この規約は、令和3年 6 月21日から施行する

附則 この規約は、令和4年 6 月20日から施行する

附則 この規約は、令和5年 6 月11日から施行する

附則 この規約は、令和6年 6 月16日から施行する。

附則 この規約は、令和7年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規約は、令和7年 6 月 1 日から施行する。